

會の健民部の組織及實踐事項等に準じて之を指導すること。

五、同一人が同時に健民部及健民會の組成員たる場合には例へば體力検査等は職域に於て行はしめ地域に於ては免除せしむる等實踐事項の性質に應じ適當に配し實踐の徹底を期すること。

六、健民實踐體に於ける實踐事項は各地方の實情に即し重點的に事業を實施せしめ苟くも着手したる事項に關しては實踐の徹底を圖るに努むること。

七、健民實踐體毎に週、旬又は月を定めて實踐事項の申合せを行はしめ以て之が必行を期せしむること。

八、健民實踐體の實踐事項中自主的體力管理の實施に當りては左の諸點の實現に努むること 但し法令に依り實施するものあらば之を以て充つる様指導すること。

イ、毎年一回健康診斷を全員に行ふこと

ロ、學齡以上の者に對してはツベルクリン検査を行

ひ陽性者以外一年二回之を行ふこと

ハ、検査の結果健康者に對しては不罹患心身の鍛錬に努めしめ弱者(例へば筋骨薄弱者、結核要注意者)に對しては適當なる保健指導を受けしめ病者に對しては療養の方途を講せしむること

ニ、身體に異常有る者は速に健康診斷を受けしむること

ホ、妊娠の徵候有る者は速に妊産婦手續規程に依り届出で診察を受けしむるの他醫師又は助産婦に就

き少くとも妊娠第五、六ヶ月頃及第八、九ヶ月頃

の二回診察を受けしむること

ヘ、妊婦に對しては可成尿検査、血壓検査及血清檢

査を受けしむること

ト、新たに會員と爲りたる者に對しては必ず健康診斷を受けしむること

チ、其の他必要と認むる體力向上に關する措置及疾病豫防の措置を行ふこと

部落會、町内會健民部の整備に關する件

(昭和十八年四月八日 各地方長官宛内務厚生次官通牒)

皇國民の永續的増強を圖り戰時下實質剛健なる國民生活態勢を確立するの要態、緊切なるに鑑み、部落會、町内會に健民部等の機構を整備し、以て健民對策の育成強化を圖り汎く國民をして健民實踐の實を擧げしむるは極めて適當と被存候條、之が整備を必要とする部落會、町内會に付ては、概ね左記の要領に依り夫夫地方の實情に即し適切なる方途を講せしめらるゝ様致度。

記

一、部落會、町内會に健民部等の機構を設けることとし、土地の事情に依り必要あるときは町内會聯合會に於ても健民部を設けること従來之に相當する部制を有する部落會、町内會(町内會聯合會を含む以下同じ)に於ては其の事業を之に統合すること。

二、健民部には部長一名、要すれば委員若干名を置くこと、

部長及委員は部落會員又は町内會員中より部落會

長又は町内會長之を選任すること。

委員は部長を輔け成るべく保健衛生、結婚獎勵、

母子保護、體力鍊成等必要なる事務を分任するを建

前とすること。

部長及委員の選任に付ては健民對策に付識見と熱意とを有し、率先垂範其の實踐育成に専念し得人物を得るに努むること。

三、健民部に於ては概ね左の事項を實踐すること。

イ、體力検査其の他健康診斷に關する事項

ロ、武道及體鍊、修鍊其の他體力向上に關する事項

ハ、結核其の他傳染病の豫防に關する事項

ニ、母子保健に關する事項

ホ、出生増加の獎勵及結婚の獎勵斡旋に關する事項

ヘ、榮養の改善に關する事項

ト、環境衛生に關する事項

チ、其の他實質剛健なる國民生活の確立に關する事項

四、健民部の活動に當りては區域内の醫師、齒科醫師、藥劑師其の他健民對策の實踐指導上適當なる者をして率先之に當らしむるやう指導すること。

五、健民部の指導に當りては地方の實情に即し之が適切な自治的活動の促進に重點を置き、形式的整備に流れざるやう留意すること。

六、從來の衛生組合にして地方の實情に應じ部落會、町内會に統合するを適當と認むるものは之を統合せしめ、其の行ふは事業部落會、町内會の健民部をして實施せしむるやう指導すること。

厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒

宛通牒

農繁期等に於ける季節保育所の昭和十八年度に於ける一層の普及を目的として厚生省人口局に於いては季

節保育所設置補助要綱を決定し、昭和十八年四月一日各地方長官宛通牒を發するに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

季節保育所設置助成に關する件

(昭和十八年四月一日)
地方長官宛厚生次官通牒

農繁期等に於ける季節保育所は近時著しく普及しつつあるも特に其の必要を認めらるゝ満三歳未満の乳幼児を保育するもの僅少なるに鑑み決戦下努力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に資せしむる爲別紙要綱に依り昭和十七年度と同様本年度に於ても之が設置助成を圖ることと相成昭和十八年度に於て貴道(府、縣)に對し之が助成に要する經費として金 圓交付可相成見込に付來る四月末日迄に國庫補助申請相成度依命此段及通牒候也

追而 本件實施に關しては道府縣等に於ても可成助成の方途を講じ施設の創設運営を遺憾なからしむる様特に御配意相成度

尙昭和十六、十七の兩年度に於て設置助成を受けたる季節保育所は之を除外相成度

〔別紙〕

季節保育所設置補助要綱

第一 満三歳未満の乳幼児を含む季節保育所にして左の各號に該當するものを設置せんとするときは豫算の範圍内に於て國庫補助金を交付すること

一 市町村の設置するもの又は地方長官に於て確實なりと認むる團體若は個人の設置するもの

二 満三歳未満の乳幼児一日平均十人以上を保育す

るもの

三 保育時間は土地の狀況に依り眞に努力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に實效を收め得べきものにして保育日数は特別の事情なき限り一回十日を下らざるもの

四 保育期間中成るべく一回以上醫師の健康診断を行ふものとす

五 保育従事者中乳幼児の保育に經驗ある者一名以上を有するもの

六 創設後毎年引續き開設する見込あるもの

第二 國庫補助金は第一に掲ぐる季節保育所の創設費にして左に掲ぐる物品購入費又は建物設備費に付支出する道府縣の補助金に對し道府縣に之を交付すること但し別に國庫より補助金又は助成金の交付を受くべき場合は此の限に在らざること

一 毛布、枕、蓆、襪、襪籠、嬰兒籠又は嬰兒用簡易寝臺等

二 哺乳瓶、乳首

三 黒板、飯臺、食器、洗面器、バケツ

四 乳幼児用遊具類

五 應急藥品

道府縣前項に掲ぐるもの以外の物品の購入費に付支出する道府縣の補助金に對し國庫補助金の交付を受けんとするときは其の理由を具し豫め協議すること

第三 國庫補助金の額は一施設當平均參拾圓を限度とする

第四 國庫補助金の交付を受けんとする道府縣は申請書に左に掲ぐる書類を添付し四月三十日迄に之を提出すること

一 季節保育所設置計畫書(別記様式)

二 本補助に關する道府縣豫算書

三 補助に關する規程又は要綱

第五 道府縣第四の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは豫め承認を受くべきこと

第六 國庫補助金の交付を受けたる道府縣は事業終了後直ちに事業成績書(別記季節保育所設置計畫書に準じて作成すること)を、年度終了後十日以内に收支決算書を夫々提出すること

第七 道府縣左の各號の一に該當する場合に於ては國庫補助を取消し又は既に交付したる國庫補助金の全部若は一部の返還を命ずることあるべきこと

一 本要綱に違反したるとき

二 國庫補助金交付の條件に違反したるとき

三 事業施行の方法不適當と認めたるとき

各道府縣内政部長宛厚生省人口局
母子課長通牒 (昭和十八年四月一日)

拜啓 春暖之候、御清穆之段奉賀候

陳者季節保育所設置助成に關する件本日別途次官通牒相成候處助成金額及助成施設數に夫々制限有之而も當省としては之を以て季節保育所の施設數の可及的增加を希望致居候間其の選擇に當りては左記御留意の上御配相煩度候

記

一、從來季節保育所の設置せられたることなき部落にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所を設置せんとするものを第一順位として選定すること

二、前項に該當するものの希望數が助成豫定施設數に

達せざる場合従来満三歳以上の幼児のみを保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第二順位として選定すること

三、前二項に該當するものの希望数が猶助成豫定施設數に達せざる場合従来満三歳未満の乳幼児十人未満を含め保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第三順位として選定すること

四、同順位にあるものに付ては一年間の開設回数、保育日數、保育兒數及保育時間の多きものより順次選定すること

五、同一市町村内に補助要綱第一に該當する季節保育所施設を創設せんとするときは敷施設に對して助成するも差支なきこと

六、補助要綱第三の限度は同一道府縣内の助成額を助成施設數を以て除したるとき參拾圓を超えざることを要するのみにして個々の施設に對する助成額の限度を示すものには非ざることを

七、補助要綱第一第三號の保育日數は特別の事情に依り十日より短きものは可成之を十日以上に延長せしむる様指導すること

八、助成を爲したる季節保育所は春季一回のみの開設に止まることなく秋季其の他必要と認めらるる時季毎に開設せしむる様指導すること

九、補助要綱第二に掲ぐる物品購入費及建物設備費は出來得る限り持寄り又は材料持寄りの上勞力奉仕を爲さしむる様指導すること

十、補助要綱第二に掲ぐる物品は全國略、共通的と思

料せらるるものにして最少限度必要なりと認めらるるもののみを掲げたるものなるを以て其の選擇及右物品以外に必要な物品の調達に當りては當該施設の事情を詳察の上適切なる指導を行ふこと

十一、補助要綱第四の豫算書は國庫補助申請期日迄に議決未済の場合に在りては豫算案を提出し置き議決済の上當該豫算書を追送すること

厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定

厚生省人口局に於いては兒童保護思想の啓發に關し昭和十八年四月十二日左の如き各地方長官宛通牒を發した。

兒童保護思想の啓發に關する件

(昭和十八年四月十二日 地方長官宛人口局長通牒)

子女の健全なる育成を期し之が保護の徹底を圖らんが爲過く兒童保護思想を啓發するは時局下喫緊の要務なるに鑑み昭和十八年度に於ても特に左記經費に充當するものとして金 圓不日配付可相成候條右御了知の上貴廳に於ても相當經費支出の上其の地方の實情に即したる有效適切なる方途を講じ以て之が徹底に努められ度 追て本件實施狀況に付ては別記様式に依り右經費の使途を明示すると共に項目別に可成具體的なる事業成績書を作製し明年四月末日迄に御報告相成度

記

一、兒童保護思想啓發に關する講演會、協議會、懇談

會又は座談會等に要する經費

二、兒童保護思想啓發に關する調査、研究又は選奨等に要する經費

(別記様式省略)

厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭子女育英費補給要綱の決定に關する件

厚生省人口局に於いては昭和十八年四月、昭和十八年度の優良多子家庭子女育英費補給要綱を決定、その具體的内規と併せて各地方長官宛通牒を發するところあつたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるる者なること

二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者なること

三 他の施設に依り學費の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中等學校及之に準ずるものに在學する